

子育て

就学援助申請の受け付けを開始します

経済的な理由で就学が困難な小・中学生の保護者を対象に就学費用を援助します。

〈内容〉 学用品費、通学用品費、新入学準備費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、スポーツ振興センター保護者負担金、学校給食費、児童生徒会費

※新入学準備費は、小学校就学前(年長時)および小学6年生時に支給しています。なお、前年度就学援助未申請者に限り、小学1年生および中学1年生時に支給します

※令和3年度(2021年度)に小学校に入学する新1年生を対象とした新入学準備費については、10月以降に詳しくお知らせします

〈申込み〉 4月10日(金)～3年

ちよこつと手話 (第22回)

★雨
★雪

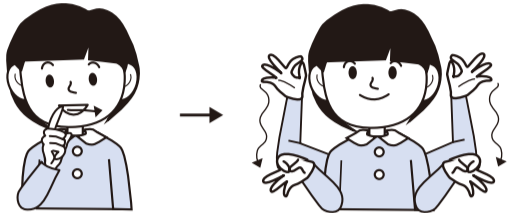
日常会話で使う手話をちよこつと紹介します。皆さんも一緒に手話でお話してみませんか?



①雨

両手の指を広げて下に向け、顔の前で下へ2回下ろす。

②雪



歯を見せるように口を開き、右手の指先を歯を指さしながら左に振る。

両手それぞれで親指と人差し指の輪をつくり、顔の高さからひらひらと手首を回転させながら下ろす。

右の二次元コードからYouTubeでもご覧になれます。



問障害福祉課 ☎963-9164

4月1日(水)から健康増進法が全面施行



望まない受動喫煙の防止を図るため、飲食店や事業所など、多数の方が利用する施設等の類型ごとに喫煙の規制を定めた「健康増進法の一部を改正する法律」が4月1日(水)から全面施行されます。

屋内に喫煙場所を設置している施設には、施設の出入り口と喫煙場所の出入り口に、喫煙場所があることを知らせる標識が掲示されます。また、20歳未満の方の喫煙場所への立ち入り禁止や、喫煙をする場合には、望まない受動喫煙を防止するよう周囲の状況に配慮する義務が定められています。詳しくは、市または厚生労働省ホームページ (<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>) をご覧ください。

問市民健康課 ☎960-1100 (4月1日(水)から)

1月29日(金)～4月12日(日)・5月24日(日)のみ日曜日も受け付けに、保護者が直接ご申請ください。会場は、5月29日(金)までは第二庁舎5階会議室C、6月1日(日)以降は学務課です。お子さんの在籍校でも受け付けます。なお、5月29日までに申請し認定された場合、4月分から対象です。6月以降に申請し認定された場合、申請月の翌月分から対象です。前年度認定された方も毎年度申請が必要です。詳しくは下記へお問い合わせください

くか、市ホームページをご覧ください
学務課(第二庁舎4階) ☎963-9281

特別支援教育就学奨励費申請の受け付けを開始します

特別支援学級等へ就学する児童・生徒の保護者の経済的負担軽減と特別支援教育の普及・奨励のため、就学費用を援助します。

〈内容〉 学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校

給食費、通学費、職場実習交通費、交流学習交通費。通級指導教室に入級される児童・生徒の保護者は、通学費のみ対象です

〈申込み〉 4月10日(金)～5月29日(金)に、保護者がお子さんの在籍する市内各小・中学校に直接ご申請ください。中途転入の方は随時受け付けします。なお、申請の際は就学奨励費の申請も併せて行ってください(認定基準、援助内容が異なります)

就学奨励費の対象者と認定された場合は、就学奨励費を優先します。前年度認定された方も毎年度申請が必要です。詳しくは左記へ

問学務課 ☎963-9281

相談

敷金(賃貸住宅)トラブル

110番

☎048-8388-11889

(当日のみ)

問4月25日(土)・26日(日)、午前10時～午後4時 因賃貸住宅を退去する際の敷金問題に関する電話相談。埼玉弁護士会、埼玉司法書士会共催 費無料 問埼玉司法書士会 ☎048-863-7861

環境に優しい設備を設置する方を応援します

いづれも周囲環境政策課(第三庁舎4階) ☎963-9183(土曜・日曜日、祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分)

太陽光発電利用を応援 住宅用太陽光発電設備等の設置費用を補助します

市では、温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電設備および蓄電池の設置費用を補助します。

〈補助対象設備〉 交付決定日以降に着工し、新規に設置をするもの。太陽光発電設備においては電力会社との受給契約を結ぶもの

〈補助金の額〉 ▽太陽光発電設備：最大出力1キワ当たりに2万円。上限は、戸建て住宅は8万円(4キワ)、マンションは20万円(10キワ)

※市内に本店を置く市内業者と契約を締結し、領収書の発行を受ける場合の補助の上限は10万円(5キワ)

▽蓄電池：1件につき5万円

〈対象者〉 みずから居住する住宅に設置する市内在住の方または令和2年度(2020年度)内に市内に居住予定の方およびマンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理組合

※市税等の滞納や建築物等に法令違反がないこと

〈申込み〉 ▽前期：5月11日(月)～22日(金) ▽後期：10月

トラブルが寄せられています。契約に当たっては自身で情報収集し、納得のできる契約をしましょう

雨水利用を応援 雨水貯留施設の設置費等を助成します

雨水を上手に活用することは、地下水の保全や水資源の有効利用につながります。水道水ほどの水質を要しない散水などに日常的に利用することで水道料金の節約になります。また、ゲリラ豪雨などで大量に降った雨水の市街地への流出抑制を図り、河川への負担を軽減することで水害対策にもなると考えられます。

市では、こうした雨水の有効利用を目的とし、助成金を交付しています。

〈助成対象施設と金額〉 ①新たに雨水タンクを設置する場合：市販の80リットル以上の雨水貯留槽、工事費用の2分の1以内の額(限度額2万円)

②公共下水道の接続により不用品となった浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合：ポンプ設備を備えたもの、一律3万5000円

〈対象者〉 越谷市に住所を有する世帯(予定世帯含む)および自治会または事業者

〈申込み〉 工事(購入)前に、申請書に必要書類を添えて直接環境政策課へ。申請書は市ホームページから印刷できます

※予算に達ししだい締め切ります



エネルギーの有効活用をしましょう